

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年4月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200218号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300001号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成9年11月1日から平成10年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年11月から平成10年9月までの標準報酬月額については、13万4,000円から30万円とする。

平成9年11月から平成10年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間のうち、請求者のA社における平成11年1月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年1月から同年11月までの標準報酬月額については、同年1月から同年4月までは12万6,000円から28万円、同年5月から同年9月までは12万6,000円から30万円、同年10月及び同年11月は20万円から30万円とする。

平成11年1月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成11年1月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年11月1日から平成15年4月21日まで

請求期間について、厚生年金保険の記録によると、A社における当該期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与額と比べて低く記録されている。

給与の支給明細書、給与の振込みが確認できる預金通帳及び平成11年分の給与所得の源泉徴収票を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成9年11月1日から平成10年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、請求者から提出された同社に係る支給明細書に記載された報酬月額に基づく30万円と記録されていたところ、同年6月24日付けで平成9年11月1日に遡って13万4,000円に減額する随時改定処理が行われ、平成10年10月1日まで継続していることが確認できるが、上記支給明細書によると、変動月である平成9年8月の固定的賃金及び支払額に変動がないことから、当該随時改定は、事実即した記録ではないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における多数の厚生年金保険被保険者についても、請求者と同様に、平成10年6月24日付けで平成9年11月1日に遡って標準報酬月額を減額する随時改定処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元役員は、平成9年及び平成10年当時、同社の経営状況が悪く、社会保険料の滞納があった旨回答及び陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年6月24日付けで行われた減額処理は事実即したものと考えるのが難しく、請求者について平成9年11月1日に遡って、同年11月から平成10年9月までに係る標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、上述の訂正処理の結果として記録されている請求者の平成9年11月から平成10年9月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成11年1月1日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出された支給明細書、平成11年分給与所得の源泉徴収票及び預金通帳並びに複数の同僚の支給明細書（写）から推認される当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成11年1月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、上記支給明細書、源泉徴収票及び預金通帳並びに複数の同僚の支給明細書（写）から推認できる請求者の各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、同年1月から同年4月までは28万円、同年5月から同年11月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成11年1月から同年11月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、当該

報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間のうち、平成10年10月1日から平成11年1月1日までの期間及び同年12月1日から平成15年4月21日までの期間について、A社は、請求期間に係る貸金台帳等の資料を保管していない上、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚の支給明細書（写）から、請求者の当該期間に係る各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成10年10月1日から平成11年1月1日までの期間及び同年12月1日から平成15年4月21日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の平成10年10月1日から平成11年1月1日までの期間及び同年12月1日から平成15年4月21日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。